

令和3年度

年 次 報 告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）
第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の令和 3 年度（令和 3 年
4 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対
して報告するものである。

令和3年度公害等調整委員会年次報告 概要

特集 公害等調整委員会の50年

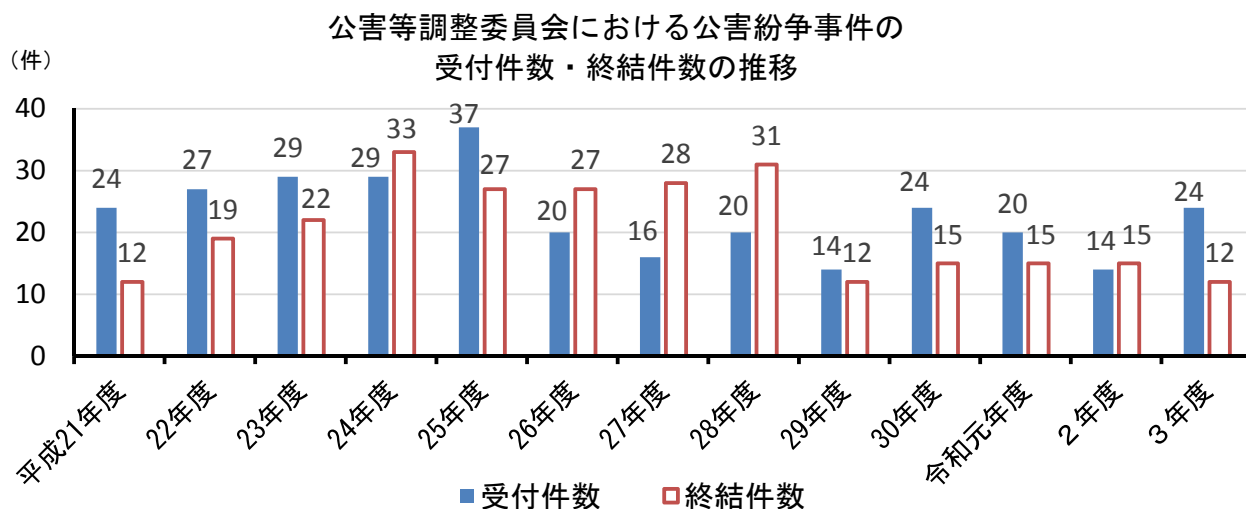
⇒ P 1 ~ 6

- 公害等調整委員会が令和4年7月に設置50年を迎えるに当たり、設置に至る経緯、これまでの活動等を振り返る。
- 公害紛争処理
 - ・ 公害紛争の迅速かつ適正な解決のために公害等調整委員会が設置された。
 - ・ 当初の産業型の公害紛争から、公害紛争の多様化、都市型・生活環境型の公害紛争へと時代とともに変化がみられる。
 - ・ 地方公共団体を始めとする関係各方面と連携して、公害紛争の処理や制度周知に努める。
- 土地利用調整
 - ・ 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図るため設けられた制度について、これまでの取組を振り返る。

公害紛争の処理状況

⇒ P 7 ~ 14

令和3年度	【係属】 60件	【受付】 24件	【終結】 12件
うち裁定事件	【係属】 57件	【受付】 23件	【終結】 10件



公害紛争の近年の特徴

⇒ P 15

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
店舗からの騒音や悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い
令和3年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は95%
- ③ 騒音をめぐる事件の割合が高い
令和3年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

令和3年度公害等調整委員会年次報告 概要

係属中の事件例 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

【申請人】：埼玉県新座市の住民6人

【被申請人】：入浴施設運営会社（東京都東久留米市内）

【申請理由】：被申請人の運営する入浴施設からの騒音により、精神的苦痛を受けているため

【調停を求める事項】：

(1) 被申請人は、騒音※について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講ずること。

※ ①露天風呂からの人の声等、②露天風呂のテレビや滝の音、③北側室外機の音、④入浴施設のBGMや店内放送、⑤排水・排気の音、⑥車のアイドリング音、⑦夜間工事の騒音

(2) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

【事件の処理経過】：

調停委員会を設け、手続を進めている。

(注) 申請人からの調停申請は、埼玉県知事に対して行われ、申請を受けた埼玉県知事が、県際事件として、連合審査会の設置について東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、公害等調整委員会に移送された事件

とみぐすく 終結した事件例 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】：沖縄県豊見城市の住民1人

【被申請人】：建設会社

【申請理由】：被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたため

【裁定を求める事項】：損害賠償金1302万6000円の支払（責任裁定）

申請人の住宅等の財産被害と被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたこととの間の因果関係の判断（原因裁定）

【事件の処理経過】：

○ 裁定委員会を設け、現地審問期日を1回開催するとともに、専門委員を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施

○ 責任裁定申請事件及び原因裁定申請事件について、それぞれ申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結

令和3年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 23～27

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和3年度 【係属】 77件 【受付】 32件 【終結】 36件
- ② 都道府県・市区町村への支援
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和3年度は、公害紛争処理連絡協議会をウェブ会議で開催、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和2年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約8万2千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 29～31

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和3年度 【係属】 2件 【受付】 1件 【終結】 0件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和3年度 【係属】 15件 【受付】 10件 【終結】 8件

係属中の事件例 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の ひじまがり 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流入入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
【事件の処理経過】 :
裁定委員会を設け、審理期日を8回開催するとともに、専門委員を選任するなど手続を進めている。

【参考】 公害等調整委員会の概要

1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

2 委員構成

・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

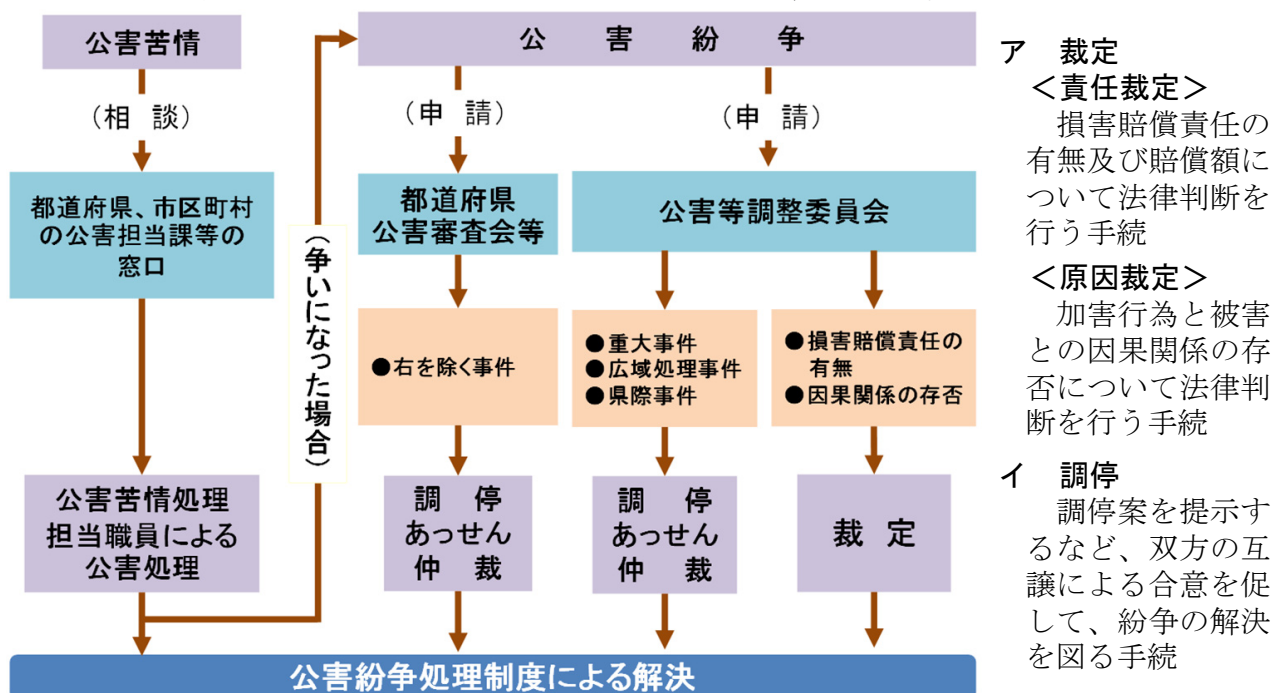
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

3 任務

(1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

(2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

- 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの

令和3年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

特集 「公害等調整委員会の50年」	1
第1章 公害紛争の処理状況	7
1 令和3年度における公害紛争の処理状況	7
(1) 令和3年度に終結した主な事件	7
(2) 係属中の主な事件	9
2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組	15
(1) 近年の特徴	15
(2) 事件処理における取組	15
(3) 周知・広報活動の取組	21
3 都道府県・市区町村との連携	23
(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況	23
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	24
(3) 都道府県・市区町村への支援	25
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況	25
4 公害紛争処理法等の改正	28
(1) 刑法改正関係	28
(2) 民事訴訟法改正関係	28
第2章 土地利用の調整の処理状況	29
1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	29
(1) 令和3年度の処理状況	29
(2) 係属中の事件	29
(3) 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟	30
(4) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等の改正	31
2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等	31

図表目次

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和3年度）	11
表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況	14
表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況 （令和3年度）	17
表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和3年度）	20
表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和3年度）	20
表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況	23

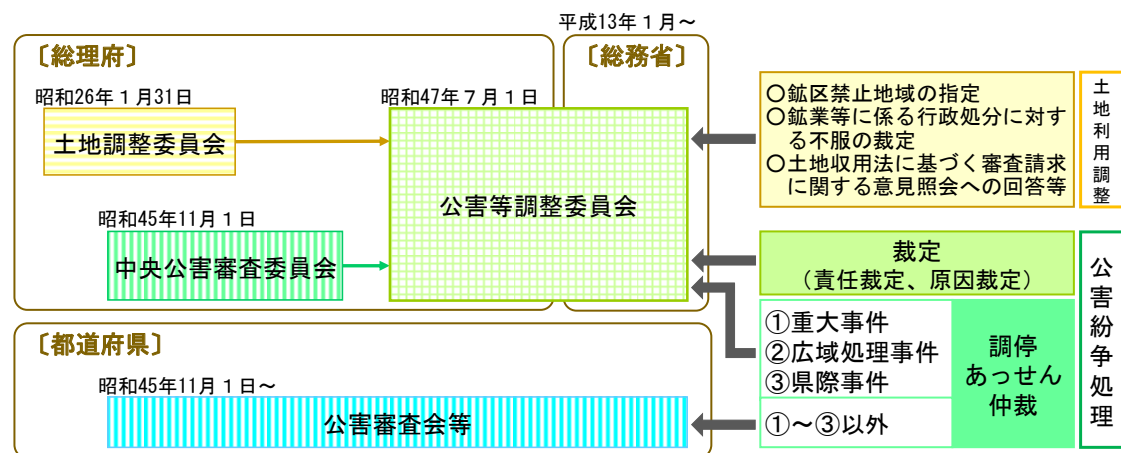
表 7	都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件 （令和 3 年度）	24
図 1	地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	26
図 2	地方公共団体における典型 7 公害の種類別公害苦情受付件数の割合 （令和 2 年度）	26
図 3	地方公共団体における苦情の処理に要した期間別典型 7 公害の 直接処理件数の割合（令和 2 年度）	27
表 8	鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 3 年度） ...	29

特集 公害等調整委員会の 50 年

公害等調整委員会（以下この特集において「公調委」という。）は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）に基づき、昭和47年7月1日に総理府の外局（平成13年1月6日以降は総務省の外局）として設置された行政委員会です。本年7月に設置から50年を迎えます。

公調委は、①公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ること（以下「公害紛争処理」という。）、②鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図ること（以下「土地利用調整」という。）を主な任務としています。

以下、公調委が設置50年を迎えるに当たり、設置に至る経緯、これまでの活動等を振り返ります。



I 公害紛争処理

1 公害問題の発生

戦前においても足尾銅山の鉱毒事件などの例はありましたが、昭和30年代の高度成長期に、産業構造の重化学工業化に伴って、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病といった四大公害などの企業活動に起因する大気汚染、水質汚濁等の公害が大きな社会問題として捉えられ、その解決が国民的課題とされました。

2 公害紛争処理制度の導入

昭和42年に公害対策基本法（昭和42年法律第132号）が制定されたことにより、公害行政の整備は順次進んでいきましたが、同法の中でも、公害紛争の処理について統一的な制度^{*1}を設けることの必要性が認識されており、「政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない」（第21条第1項）と規定されました。

公害紛争を解決する手段としては民事訴訟がありますが、原因と被害発生との間の因果関係の立証を原告（被害者）が行うことは困難で負担も大きく、

判決まで長い時間を要する等のことから、手続の形式的厳格性を緩和し、紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを旨とする新しい公害紛争処理制度の確立が要請され、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定されました。

これにより、昭和45年11月1日、調停、仲裁及び和解の仲介（昭和49年11月1日以降は「あっせん」）^{※2}の手続が整備されるとともに、公害紛争の処理機関として、国に中央公害審査委員会が設置されました。また、都道府県に公害審査会等を設置することができることとされ、それぞれの管轄に応じて調停等を行うこととなりました。

※1 公害紛争処理法の制定前には、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和33年法律第181号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び騒音規制法（昭和43年法律第98号）に、それぞれ「和解の仲介」の手続が規定されていました。

※2 「和解の仲介」の手続は、都道府県公害審査会等のみの所管となっていました。

3 公調委の設置

公害紛争処理法制定時の国会における附帯決議「今後裁定制度の採用等と国家行政組織法第3条機関への移行を前向きに検討し、速やかに結論を出すよう努めること」を踏まえ、公害等調整委員会設置法が制定され、昭和47年7月1日、中央公害審査委員会と土地調整委員会の機能を統合し、総理府に行政委員会として公調委が設置されるとともに、公害紛争処理法を改正して、同年9月30日、裁定（責任裁定、原因裁定）の手続が導入されました。これにより、公調委と都道府県公害審査会等を中心とした現行の公害紛争処理制度が整えられました。

公調委は、専門委員などの専門的知見の活用や、必要に応じ、職権による資料収集・調査を行うことで、公害紛争の解決を図ることが特長です。また、事案の性格によっては、裁定手続を職権で調停に移行させ、調停案の調整・提示等を通じて合意形成を図ることがあります。

（注）「調停」：当事者間の互譲による合意に基づく紛争の解決を図るもの

「裁定」：損害賠償責任の有無及び賠償額又は加害行為と被害との因果関係の存否について、法律判断をすることにより、紛争の解決を図るもの

4 公調委が取り扱った公害紛争

公調委が発足した初期においては、四大公害に代表されるような産業型の公害が多く、重大な健康被害などを主張する被害者と加害企業等との間で、調停事件が多く係属しました。

その後、公害規制法令の整備、公害防止技術の発達などに伴い、産業型の公害に係る事件は少なくなりましたが、交通に関連する事案を始めとする規模の大きな事件が散見されるとともに、中には、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求める事件（以下「おそれ事件」という。）や廃棄物とその処分を巡る事件（以下「廃棄物事件」という。）が見られるなど、公害紛争が多様化し、また、近年では、都市域での経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型の公害の割合が増え、それとともに、裁定事件が多く係属するようになってきました。

(表) 受付件数の推移(昭和47年以降は10年間ごとの合計)

	あっせん	調停	仲裁	裁定	責任裁定		原因裁定	合計
					責任裁定	原因裁定		
昭和45年11月 ～昭和47年6月		11	0					11
昭和47年7月 ～昭和57年3月	0	398	1	12	10	2		411
昭和57年4月 ～平成4年3月	0	259	0	10	6	4		269
平成4年4月 ～平成14年3月	1	29	0	26	23	3		56
平成14年4月 ～平成24年3月	2	16	0	113	61	52		131
平成24年4月 ～令和4年3月	0	22	0	194	110	84		216
合 計	3	735	1	355	210	145		1094

(注) 1 昭和45年11月～47年6月は、中央公害審査委員会としての受付件数。

2 あっせんは昭和49年11月1日以降、裁定は昭和47年9月30日以降。

3 調停の735件のうち、620件は水俣病関係。

4 原因裁定の145件のうち、13件は(4)に記載の原因裁定嘱託。

(1) 産業型の公害紛争

公調委の発足から昭和50年代頃までは、産業型の公害紛争が多く見られ、①不知火(しらぬい)海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件(～現在)のほか、②渡良瀬川沿岸における鉱毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件(足尾銅山の鉱毒事件)(昭和47年・48年申請)、③大阪国際空港騒音調停申請事件(昭和48年～51年申請)などが係属しました。

①の事件は、不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ(株)水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患(りかん)し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ(株)を相手方として賠償金の支払等を内容とする調停を求めるものです。

現在は、水俣病患者としての認定を受けた患者から申請があった場合に、補償協定(患者グループとチッソ(株)との間で締結)に定められたランク(A、B及びCの3ランク)のいずれに該当するかについての調停を行っており、昭和48年以降、1466人の患者について調停が成立しました。

②の事件は、昭和49年に損害賠償金の支払、公害防止協定の締結等を内容とする調停が成立し、100年越しの問題を2年で解決したと評価されました。

③の事件は、申請者数が2万人を超える大規模な事件であり、当初は騒音基準も整備されておらず、国際空港という公共性の高い施設の管理・運用面も争点となる中、昭和50年に騒音軽減対策に関する調停、55年に空港使用禁止問題に関する調停、61年に慰謝料等請求に関する調停が成立しました。

(2) 公害紛争の多様化

昭和60年代以降になると、産業型の公害紛争は減少していきましたが、④スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件（昭和62年申請）など、社会的影響の大きな事件は続きました。また、⑤北陸新幹線騒音防止等調停申請事件（平成3年申請）、⑥小田急線騒音被害等責任裁定申請事件（平成4年申請）のようなおそれ事件、⑦豊島（てしま）産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件（平成5年申請）、⑧神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件（平成18年申請）などの廃棄物事件も係属しました。このような公害紛争は、令和になった現在においても見られます。

④の事件は、国内タイヤメーカーによるスパイクタイヤの製造・販売の中止について合意が得られ、昭和63年に調停が成立しました。その後、使用禁止の立法につながる結果となりました。

⑤の事件は、建設の段階で、騒音等による被害のおそれを申し立てて申請があったもので、環境保全の主目標や鉄道施設に係る音源対策などを定める調停案を示し、一部の申請人について調停が成立しました。

⑥の事件は、小田急線の高架方式による連続立体交差事業の計画を背景に申請があったもので、平成10年に職権で調停に移行し、被申請人が騒音レベルの目標値を設定しその実現を図ること、騒音・振動対策として車両や設備の発生源対策を行うこと等により、一部の申請人との間で調停が成立しました。また、その他の申請人のうち一部の者について、一定の損害賠償金の支払を命ずる一部認容の裁定を行いました。在来鉄道の騒音の受忍限度の基準となる裁判例がない中、等価騒音レベルを用いて受忍限度を画した初の事例となりました。

⑦の事件は、瀬戸内海の豊島に不法投棄された産業廃棄物に関し、住民から香川県と事業者などを相手方として、その撤去等を求めたもので、大規模な実態調査を行うなどして6年以上に及ぶ話し合いを重ねた結果、産業廃棄物及び汚染土壌を平成28年度末までに搬出すること、地下水等を浄化すること等が合意され、平成12年に調停が成立しました。

調停成立後も廃棄物等の実際の撤去には長期間を要し、公調委としてもフォローアップを行っています。平成29年3月に約91万トンに及ぶ廃棄物等の搬出・処理が完了し、その後発見された600トン余りの廃棄物等も搬出・処理され、引き続き地下水の浄化作業も終了し、最終段階に向かっていきます。

⑧の事件は、不法投棄された有機ヒ素化合物（DPAA）が地下水を汚染し、健康被害が発生したとして、周辺住民が国と茨城県に対して賠償を求めたもので、因果関係の問題や責任論など困難な論点がありましたが、現地調査、申請人の健康診査、専門委員の意見書の提出等を経て、平成24年に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく権限を行使しなかったことについて裁量権の逸脱があるとして、茨城県の責任を認める裁定を行いました。なお、裁定後、茨城県は申請人との間で和解を行いました。

(3) 都市型・生活環境型の公害紛争の増加

21世紀になると、人々の環境意識の高まりなどから、都市型・生活環境型の公害紛争が増加し、近隣のエアコン室外機・ヒートポンプ給湯器や深夜営業のスーパー・コンビニ等の生活に関連した音、保育所・学校の児童・生徒の声、公園・運動施設の利用者の声など、身近な生活環境における騒音が紛争となる事例が目立つようになりました。

(4) 原因裁定嘱託の活用

原因裁定嘱託は、公害に係る被害に関する民事訴訟の審理の過程で受訴裁判所が必要性を認めた場合に、その嘱託により、公調委が原因裁定を行うものです。

富山県黒部川河口海域における出し平（だしだい）ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件（平成16年嘱託）が初の事例で、漁業者等がダムの排砂により漁獲量が減少したとして、電力会社に対して排砂の差し止め等を求めて富山地方裁判所に提起した訴訟に関して、公調委は、専門委員の任命、現地調査の実施等による職権での証拠の収集に努め、平成19年に一部の因果関係を認める裁定を行い、裁判でも、当該裁定を基にした判断が下されました。

その後、原因裁定嘱託は徐々に増加し、最近ではコンスタントに係属しています。

5 地方公共団体との連携

公害紛争処理制度の効果的な運用を図るためには、公調委と都道府県・市区町村が、公害紛争・公害苦情の解決について情報共有し、相互の連携を強化することが欠かせません。このため、都道府県・市区町村の職員を対象としたブロック会議等を開催しているほか（最近2年間は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、ウェブセミナー等を開催）、様々な紛争事例を調査・分析し、その結果を都道府県・市区町村に提供しています。

6 今後の公害紛争処理制度

人々の環境意識の高まりや権利意識の向上により、今後も、より良好な生活環境を求める公害紛争は多数発生するものと考えられます。公調委は、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）の機能を持つ行政委員会として、関係各方面と連携して、公害紛争処理に当たるとともに、制度の周知にも努めてまいります。

II 土地利用調整

土地利用の調整に関しては、狭小な国土に様々な産業が併存し、他の産業や一般公益と競合するため、公益的な観点から土地利用の適正な在り方を判断することが必要で、判断に当たっては、公正性・中立性や専門性が求められます。

このため、土地調整委員会設置法（昭和25年法律第292号）に基づき、昭和26年1月31日に総理府に行政委員会として土地調整委員会が設置され、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、①鉱区禁止地域の指定、②鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、③土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答などの制度を所管していました。

この業務は、上述のとおり、昭和47年7月1日以降、公調委が引き継いでいます。

1 鉱区禁止地域の指定

鉱業以外の公共の福祉の保護が特に重要である地域に、あらかじめ鉱区の設定を禁止する制度で、ダムや水源の保全、歴史的風土の保存や風致・景観の保護等のため、都道府県知事等の請求に基づいて指定します。

これまでの指定状況は、「伊勢神宮」（昭和26年）に始まり、「黒部第四ダム」（昭和29年）、「青函トンネル」（昭和50年）、「石見銀山遺跡」（平成17年）、「大保ダム」（平成22年）など、244地域、68万2820ヘクタールに及んでいます。

2 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとする者は、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受ける必要があります。これらの許認可について不服がある者は、公調委に対して裁定の申請をすることができます（場合により、周辺地域の住民などの利害関係人も裁定の申請が可能）。

公調委の裁定又は決定に対して不服のある場合には、東京高等裁判所に訴訟を提起することができ、公調委の不服裁定は一審を代替する機能を有しています。

土地調整委員会の時の昭和26年から令和4年3月までに、162件の不服の裁定の申請を受けています（終結は160件）。

3 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法、鉱業法（昭和25年法律第289号）等の規定に基づき、主務大臣等が裁決等を行う場合に、当該主務大臣等から行われる意見照会への回答、承認等を行っています。

なお、土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会に関しては、回答に先立ち、審査請求人に対し意見を述べる機会を付与するなど、国民の権利保護、行政の適正な運営の確保に努めています。

土地調整委員会の時の昭和26年から令和4年3月までに、1170件の意見照会等を受けています（処理済みは1163件）。

第 1 章 公害紛争の処理状況

1 令和 3 年度における公害紛争の処理状況

令和 3 年度に公害等調整委員会（以下「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された36件（裁定事件34件（責任裁定事件20件、原因裁定事件14件）、調停事件 2 件）と、3 年度に新たに受け付けた24件（裁定事件23件（責任裁定事件 7 件、原因裁定事件16件）、調停事件 1 件）の計60件である。このうち、12件が令和 3 年度中に終結し、残り48件は翌年度に繰り越された（表 1・表 2）。

新たに受け付けた事件の件数は、令和元年度20件、2 年度14件、3 年度24件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 令和 3 年度に終結した主な事件

ア 佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

令和 2 年 7 月31日、千葉県佐倉市の住民 1 人（申請人）から、隣人を相手方（被申請人）として、申請人は、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機から発生する騒音により、自律神経失調症、けい肩腕症候群、混合性抑うつ不安症及び睡眠障害の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音防止のための防音工事費、健康被害に係る治療費及び精神的・肉体的苦痛に係る慰謝料としての損害賠償金310万9115円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 3 年10月 5 日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第 1 項）。同年10月22日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

イ 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

平成31年 2 月18日、東京都など 6 都府県の住民93人及び法人でない社団 1 団体（申請人。以下、上記住民を「申請人患者ら」という。）から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー 7 社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー 7 社を「被申請人メーカーら」という。）として、被申請人メーカーらは、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製

造・販売し、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患（りかん）させ、申請人患者らに人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせた、被申請人国は、自動車の排出ガス量の許容限度を定めることとしている大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに上記被害を生じさせた、被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるなどとして、次を求める調停の申請があった（以下「当初申請」という。）。

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと。
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後同年8月23日、東京都など4都県の住民14人（申請人）から、同様の内容の調停を求める申請があった。

委員会は、当初申請受付後、直ちに調停委員会を設け、令和元年9月11日、両事件を併合して手続を進めることを決定するとともに、合計11回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、3年12月8日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終結した。

ウ 豊見城（とみぐすく）市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人（申請人）から、建設会社を相手方（被申請人）として、申請人の住宅等に生じた財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求める申請及び被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成30年9月12日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、1回の現地審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年1月13日、責任裁定申請事件については、本

件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件についても、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件

令和3年4月26日、兵庫県丹波篠山市で養鶏場を営む住民1人（申請人）から、申請人所有の鶏舎及び農地近隣に居住する住民3人並びに申請人所有の鶏舎所在地区の住民によって構成される自治会を相手方（被申請人）として、被申請人らが訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との原因裁定を求める申請があった（令和4年1月31日、裁定を求める事項が、被申請人らの訴える、被申請人ら各自宅、本件鶏舎付近公道での悪臭及び騒音被害は、換気扇や餌やり機の稼働、鶏糞（けいふん）等の搬出その他本件鶏舎における申請人の事業活動によるものではない、に変更された。）。

また、令和4年2月21日、被申請人である住民3人及び自治会から、申請人である養鶏場を営む住民1人を相手方として、被申請人らに生じた①平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又は同所から搬出された鶏糞によるものであること、②平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌機、車両、重機等の稼働によるものであること、との原因裁定を求める申請があり、令和4年3月17日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

イ 川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

令和3年8月11日、さいたま地方裁判所川越支部から、埼玉県川越市の住民3人（原告）に生じた健康被害と、植物栽培販売会社（被告）が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱託があった（公害紛争処理法第42条の32第1項）。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

ウ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人（申請人）から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に次を求める調停の申請があった。

① 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるよ

うな防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

② 騒音については以下のとおり。

i 露天風呂からの人の声等、ii 露天風呂のテレビや滝の音、iii 北側室外機の音、iv 入浴施設のBGMや店内放送、v 排水・排気の音、vi 車のアイドリング音、vii 夜間工事の騒音

③ 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議した（公害紛争処理法第27条第3項）が、協議が調わなかったため、令和3年9月27日、本事件の関係書類を委員会に送付し（同条第5項）、委員会は、同年10月18日に本件を受け付けた。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

表 1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和 3 年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8. 20	R 4. 1. 13 一部認容 一部棄却
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	H30. 8. 20	R 4. 1. 13 一部認容 一部棄却
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（2 件）	H30. 11. 1	
		R 2. 4. 3	
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 1. 21	
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3. 11	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	H31. 3. 29	R 3. 12. 21 棄却
	奈良県安堵(あんど)町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	H31. 4. 2	
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	H31. 4. 2	
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	H31. 4. 17	R 3. 9. 15 取下げ
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件（2 件）	R 1. 6. 3	
		R 2. 9. 7	
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	R 1. 9. 9	
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件（4 件）	R 1. 9. 19	
		R 2. 2. 26	
		R 2. 3. 12	
		R 2. 11. 17	
	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 1. 11. 18	R 3. 12. 2 調停成立
	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 1. 12. 17	
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（2 件）	R 2. 3. 12	
		R 3. 4. 2	

裁 定 事 件	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	R 2. 3. 24	R 4. 2. 15 棄却
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 2. 5. 21	
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	R 2. 5. 21	
	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 7. 31	R 3. 10. 22 調停成立
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 9. 23	
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	R 2. 9. 23	
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	R 3. 1. 19	
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2. 22	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3. 17	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 17	
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 29	
	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件（2件）	R 3. 4. 26	
		R 4. 2. 21	
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 5. 6	
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 5. 6	
	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	R 3. 5. 11	R 4. 2. 15 因果関係を認めない
	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 7. 26	
	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	R 3. 8. 3	
	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	R 3. 8. 11	

裁 定 事 件	銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	R 3. 8. 27	
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	R 3. 9. 6	
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	R 3. 9. 6	
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 9. 8	
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 9. 8	
	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 9. 14	
	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	R 3. 9. 24	
	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件（2件）	R 3. 10. 7	
		R 3. 11. 26	
	京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 10. 18	R 4. 3. 17 却下
	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 11. 26	
	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	R 3. 12. 7	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 2. 7	R 4. 3. 22 不受理
	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 4. 2. 22	
調 停 事 件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件（2件）	H31. 2. 18	R 3. 12. 8 打ち切り
		R 1. 8. 23	
	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件	R 3. 10. 18	
合 計		60件 (24件)	12件

(注) 1 「合計」の（ ）内の数字は、令和3年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、新たに受け付けた慰謝料額等変更申請1件が係属している。

表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	2	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	1	2	1	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
計	735	734		355 (145)	308 (122)		11	11			1, 101	1, 053	

- (注) 1 「その他」にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和3年度までに571件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表2）。令和3年度に委員会に係属した事件は60件で、うち57件（95%）が裁定事件となっている。

ウ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和3年度は、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約6割、受付事件に占める騒音事件の割合が約7割となっている。

エ 原因裁定嘱託事件数の増加

令和3年度は、裁判所に対し、原因裁定嘱託制度の活用について通知文を発出するなど、制度の周知に取り組んだ（後述(3)イ）。その結果、令和3年度には4件の原因裁定嘱託事件を受け付けるなど、事件数に増加傾向が見られる（これまでの受付事件数は13件）。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施すること等により、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の充実は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和3年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表4）を行った。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、令和3年度は、現地期日を4回開催した（表5）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和3年度において委員会に係属した公害紛争処理事件55件（原因裁定嘱託事件5件を除いた数）のうち、本人申請は34件である。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付することができる（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和3年度に終結した裁定事件（10件）のうち、2件が調停に付された。

カ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

令和3年度までに、19件の公害紛争事件において利用されている。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況（令和3年度）

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	音響工学
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	音響工学
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	臭気対策
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	2人	森林の樹木の生理状態及び微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
			気象モデリング、大気質モデリング、流体力学
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	2人	土壌汚染の効率的な評価・浄化、化学物質の環境安全管理
			森林の樹木の生理状態及び微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	地盤工学（土質力学全般、不飽和土、地盤の液化化）、防災工学（主に宅地防災）
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	2人	病原真菌の分類・同定とその応用に関する研究
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学

裁 定 事 件	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1 人	音響技術、騒音制御
	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	1 人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	2 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	1 人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	1 人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	音響工学
	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	1 人	除草剤・植物成長調整剤の有効かつ安全な利用法に関する研究
	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	1 人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響

裁 定 事 件	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	1 人	音響技術、騒音制御
	鉾田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1 人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	1 人	建築環境工学・音環境、建築音響、騒音制御
	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件	1 人	腐食科学、腐食・防食
	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	音響技術、騒音制御

表 4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和 3 年度）

事 件 名	実施年月	備考
稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	令和 3 年 7 月	委託調査
南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	令和 3 年 7 月	委託調査
茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	令和 3 年 8 月	委託調査
札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	令和 3 年 12 月	委託調査

(注) 1 この表において、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
2 「実施年月」欄は、各委託調査に係る契約の年月を記載している。

表 5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和 3 年度）

開催年月	場所	事 件 名	備考
令和 3 年 10 月	山口県 山口市	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和 3 年 11 月	沖縄県 那覇市	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和 3 年 12 月	熊本県 上益城郡 益城町	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害職権調停事件	第 1 回調停期日
令和 4 年 1 月	茨城県 土浦市	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	第 1 回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和3年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和3年7月号で公害苦情相談を、4年3月号では令和2年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和3年8月に小・中学生に向けたサイト「公害等調整委員会キッズページによようこそ！」を開設し、公害紛争処理制度を分かりやすく伝える取組を行い、9月には視覚に障害がある方等に向けて発行されている政府広報の音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」において、公害紛争処理制度を紹介した。さらに、10月には政府広報オンラインの公害紛争処理制度を紹介するページを更新し、暮らしの中の公害の解決方法について、国民への周知を行った。加えて、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、司法研修所、法科大学院等を対象に、公害紛争処理制度の周知を行った。さらに、法曹関係者向けに、民事訴訟と比較した裁定手続の特長や原因裁定嘱託制度の審理の迅速化の取組などを紹介する記事を機関誌「ちょうせい」（後述オ）に掲載した。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあっせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）に公害紛争処理制度等を紹介したリーフレットを配布し、住民に対する広報コーナーへの備付けや公害苦情相談者への説明の際の活用を依頼した。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和3年度は7府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和3年5月、8月、11月及び4年2月に発行した。各号作成時に委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話や電子メールによる相談業務を行った。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図った。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する※¹。令和3年度は77件の事件が係属し、36件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）※²。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受付件数			終結件数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打ち切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
2	40	40	0	38	8	22	8	0	45
3	32	32	0	36	8	22	5	1	41
計	1,721	1,666	55	1,680	661	785	199	35	

（注）「その他」（受付件数）にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※¹ 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

※² 令和2年度の終結件数（打ち切り）を同年度報告書の21件から22件に更新し、これに伴い、同年度の終結件数（合計）及び年度末係属件数を併せて更新している。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和３年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後、に裁定の申請がなされたものは、13件（表７）となっている。

表７ 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和３年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
熊本県 公害審査会	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（２件）	H30. 11. 1	
		R 2. 4. 3	
福岡県 公害審査会	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
埼玉県 公害審査会	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
福岡県 公害審査会	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
愛知県 公害審査会	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2. 22	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3. 17	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 17	
兵庫県 公害審査会	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件（２件）	R 3. 4. 26	
		R 4. 2. 21	
北海道 公害審査会	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 5. 6	
北海道 公害審査会	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 5. 6	
北海道 公害審査会	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 11. 26	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和3年度は、6月3日にウェブ会議により第51回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、第52回公害紛争処理関係ブロック会議及び第46回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止したが、地方公共団体の公害苦情処理担当職員の人材育成の一環として、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を10回開催した。

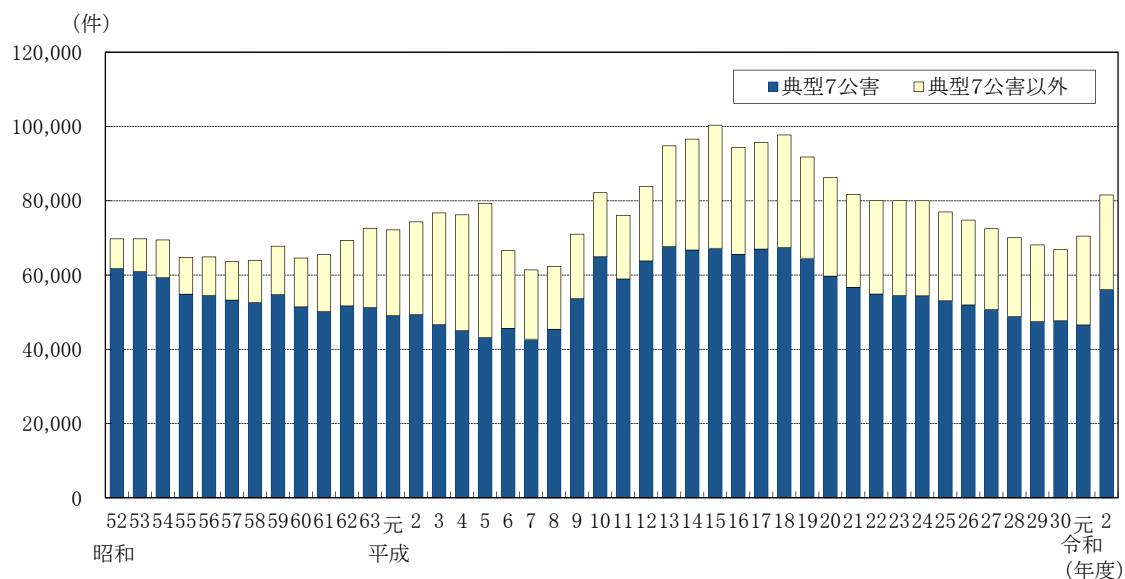
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

令和2年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は81,557件であり、2年連続の増加となった（図1）。公害苦情受付件数のうち、典型7公害の苦情受付件数（56,123件）の内訳をみると、「騒音」が19,769件（典型7公害の公害苦情受付件数の35.2%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が17,099件（同30.5%）、「悪臭」が11,236件（同20.0%）となっている（図2）。令和2年度の公害苦情取扱件数は86,426件であり、年度内に直接処理^{※3}が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は70,872件（令和2年度の処理件数の82.0%）となっている。公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、典型7公害の直接処理件数（49,861件。直接処理件数の70.4%）について苦情の申立てから処理までに要した期間をみると、「1週間以内」が33,861件（典型7公害の直接処理件数の67.9%）、「1週間超～1か月以

^{※3} 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

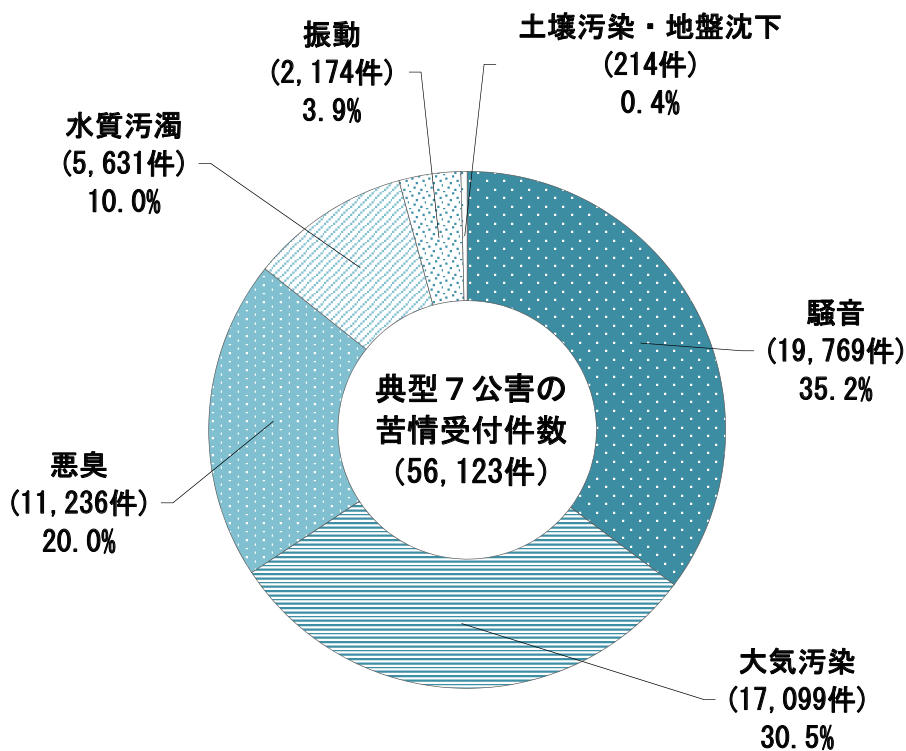
内」が4,102件（同8.2%）となっており（図3）、都道府県・市区町村において迅速な処理に努めている。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



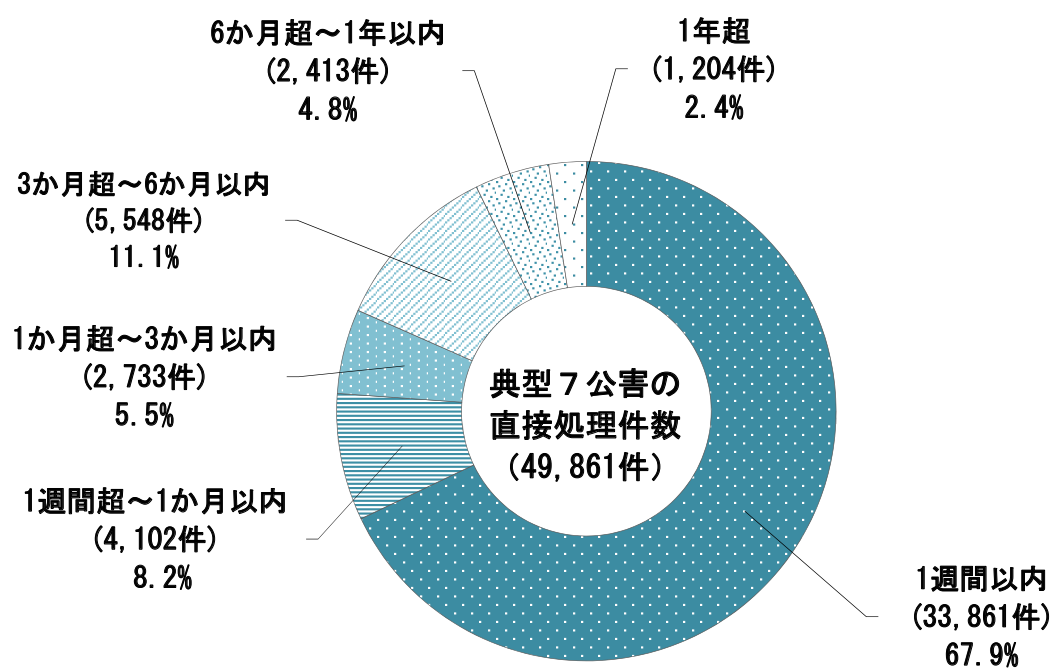
- (注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「令和2年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の
種類別公害苦情受付件数の割合（令和2年度）



「令和2年度公害苦情調査」を基に作成

図3 地方公共団体における苦情の処理に要した
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（令和2年度）



「令和2年度公害苦情調査」を基に作成

4 公害紛争処理法等の改正

(1) 刑法改正関係

令和2年10月、法務省法制審議会において、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の在り方等について調査審議がなされた結果、刑法に定める「懲役」及び「禁錮」を単一化し、新たな自由刑を創設する方針等が取りまとめられ、答申が行われたところ、所要の改正のため、公害紛争処理法等の改正を含む「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」が4年3月に第208回国会に提出された。

(2) 民事訴訟法改正関係

民事訴訟手続の全面的なIT化の実現等に向けた民事訴訟制度の見直し、法定期間内に審理を終え判決を得ることを可能とする制度の創設及び民事訴訟の手続において一定の事由がある場合に当事者等の住所・氏名を他方の当事者等に秘匿することができる制度の創設の必要性から、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月に第208回国会に提出された。

第2章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和3年度の処理状況

令和3年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された1件と3年度に新たに受け付けた1件の計2件であり、翌年度に繰り越された（表8）。

表8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和3年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H30. 9. 21	
沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件	R 3. 8. 6	
合 計	2 件	0 件

(2) 係属中の事件

ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からなされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

(4) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」（平成25年遊佐町条例第27号）において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かか

る処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審理期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

イ 沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

沖縄県知事（処分庁）は、申請人が自然公園法（昭和32年法律第161号）第33条第1項に基づき届け出た掘採行為に対し、令和3年5月14日付けで、同法第33条第2項に基づく処分（措置命令）を行った。

(イ) 申請の概要

令和3年8月6日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人が自然公園法第33条第1項に基づき届け出た沖縄県糸満市米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内での掘採行為の届出を令和3年3月18日に受理し、同年5月14日に申請人に対して、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同法第33条第2項に基づき四つの措置の実施を命じたが、かかる処分は、同法第33条第2項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認めるとき」に該当せず、違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審理期日を開催するなど、手続を進めている。

(3) 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

ア 最高裁判所令和3年（行ツ）第161号裁定取消請求上告事件及び最高裁判所令和3年（行ヒ）第208号裁定取消請求上告受理事件

(ア) 裁定事件の概要

岡山県で採石業を営む会社である申請人から、中国経済産業局長（原処分庁）による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に係る棄却処分の取消しを求めて裁定の申請があり、委員会（裁定委員会）は、令和元年10月23日、更新決定をするだけの社会公共の利益が認められないとして、当該申請を棄却する裁定を行った。

(イ) 取消訴訟の概要・経過

申請人（原告）は、上記裁定を不服として、国を被告として、令和元年12月26日、東京高等裁判所にその取消しを求める訴えを提起したところ（東京高等裁判所令和元年（行ケ）第57号事件）、同裁判所は、本件訴訟について審理の結果、令和3年2月18日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

原告は、同判決に対し、上告するとともに上告受理申立てを行ったが、最高裁判所は、令和3年11月5日、上告を棄却するとともに上告審として受理しない決定をした。

(4) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等の改正

ア 押印の見直し関係

国民や事業者等に押印を求めている行政手続について検討を行い、鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定の申請書への署名押印を不要とするなど、所要の改正を行うため、第204回国会において、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）が令和3年5月12日に成立し、5月19日に公布され、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の改正部分について9月1日に施行された。

また、本改正の施行に伴い、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和3年公害等調整委員会規則第3号）が令和3年8月30日に公布され、9月1日に施行された。

イ 刑法改正関係

上述第1章4(1)と同様に、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の改正を含む「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」が令和4年3月に第208回国会に提出された。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和3年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された5件と3年度に新たに受け付けた10件の計15件である。このうち、8件が令和3年度中に処理され、残りの7件は翌年度に繰り越された。令和3年度に係属した15件のうち、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案が14件、採石法に基づく採石権設定の決定に関する承認を求める事案が1件となっている。

○ リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。